

平成28年度 第4回国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議 議事要旨

日 時 平成29年 3月27日（月） 15時35分～17時40分
（経営協議会終了後）

場 所 中会議室（管理棟2階）

出席者 学外委員 猪飼委員、位田委員、川端委員、平井委員、渡邊委員
学内委員 村田委員、桑田委員、松浦委員、田中委員、野崎委員

陪席者 植田総務課長、富岡課長補佐、西田総務係長、伊藤総務係員

議 事

1. 確認事項

1) 第3回学長選考会議議事の確認

位田議長から第3回学長選考会議における審議において、意向聴取投票を実施しないことを決定したので、本日の学長選考会議は意向聴取投票に代わる学内構成員の意見聴取方法について審議する旨の説明があった。

2. 審議事項

1) 意向聴取投票に代わる意見聴取方法の検討

事務方から、資料1に基づき意見聴取方法について、記名と無記名の場合及びメールと文書（厳封）の場合に想定される長所と短所の説明があった。

引き続き、学長候補者に対する意見聴取方法について審議が行われ、各委員意見交換の結果、全会一致で現行の意向聴取投票資格を持つ教職員を対象とし、本学メールアドレスからの記名によるメールで「意見募集」を行うことを決定した。これに関して、平成29年度中に規程改正を行った上で、学内構成員を対象とした説明会を開催し、学長選考のプロセスを含めて学長選考会議において決定した事項を説明することとなった。

なお、意見募集の際の記名内容は、意見提出時には所属、役職、氏名とすることが考えられるが、意見内容を学長選考会議で集約し考慮する際に付される記名内容については配慮が必要であり、詳細は次回検討することとなった。

また、部署や学内委員会等でとりまとめた意見についても学長選考の参考とする方向で次回詳細を検討することとなった。

主な意見等は次のとおり。

- ・記名でメールが妥当。事務にとっても資料としてまとめやすいのでは。
- ・メールの場合は、大学のメールアドレスに限る必要があるのではないか。
- ・意向聴取投票とは異なると分かる表記とすることが大切。意見募集等。
- ・構成員に対して、学長選考スケジュールを含む全体のプロセスを明確に示す必要がある。
- ・学長選考方法を変更する（意向聴取投票を実施しない）ことへの意見募集は必要ないのか？
- ・意向聴取投票については、実施するか実施しないかの2択で、すでに学長選考会議において実施しない旨を決定した事項であり、意見募集は必要ない。
- ・次期学長選考会議が、現学長選考会議において決定した事項を変更できる余地はあるが、その場合は次期学長選考会議の責任において構成員に対する説明が必要となる。
- ・最終的に学長を選考するのは次期学長選考会議であるが、現在の学長選考会議としては意向聴取投票を実施せずに別の方法による意見募集を行うこととする案を学長に答申することとし、構成員への説明会も次期学長選考会議にゆだねることも選択肢として考えられる。
- ・学長から、現学長選考会議に対して、意向聴取投票を含む学長選考方法の検討を依頼されていることから、やはり平成29年度中に規程改正まで責任を持って行うべきと考える。
- ・平成29年度中に規程改正までやるべきと考える。そして、透明性の観点からも本学長選考会議における議論の内容を構成員に説明すべき。
- ・次期学長選考会議に原案を策定して引き継ぐ場合でも、平成29年度中に説明会を実施し、プロセスに関しては構成員に対して説明する必要がある。
- ・平成29年度中に規程を改正し、構成員への説明会を開催することで、次期学長選考会議は現学長選考会議の決定事項を尊重されると思慮される。
- ・現在の学長選考会議における決定事項を次期学長選考会議が引き継ぐことから、議事要旨に全会一致等の具体的な表記をすることで、決定事項の重みを伝えることができるのではないか。
- ・意見募集対象を、現在の意向聴取投票資格を有する者とするにより、役職の明記は不要とし、職種まで明記することとしてはどうか。
- ・個人名は会議資料には不要と考える。
- ・記名による意見募集とするが、会議資料では個人名を出さないことを周知

することで、真の意見が提出されると考えられる。

2) 次期学長に求める学長像（案）について

位田議長から、第3次・第4次中期計画と学長の任期との関係、次期学長選考までのスケジュール及び現学長選考会議が担当する審議内容について説明があり、次期学長に求める学長像については、最終的に学長を選考する次期学長選考会議で審議し最終決定する方が適切ではないかとの提案があり、審議の結果、全会一致にて承認された。

なお、位田議長から、次期学長に求める学長像を策定するに当たっては、次期学長選考会議が原案を策定することとなるが、原案に対して学内外に意見募集を行う等のプロセスについては現在の学長選考会議において審議し、決定できればと考えているとの補足説明があり、意見交換を行った。

主な意見等は次のとおり。

- ・ 求める学長像については、原案を策定する前に意見を募集することも考えられる。
- ・ 原案策定前に求める学長像の意見を募集することは考えられない。本学の理念と使命は決定され公表されている。
- ・ 学長選考会議が原案を策定してから意見を募集する方が妥当である。
- ・ 求める学長像は次期学長選考会議に託すが、意見募集を実施する仕組みに関しては現学長選考会議が策定しておく方が良いと考える。
- ・ 求める学長像に対する意見募集を行う範囲は、学内だけでなく関連病院や本学と密接に関わる機関等を含めることについて検討する余地がある。

3. その他

1) 次回の学長選考会議における主な審議事項について

位田議長から、次回の学長選考会議において、次の事項について審議することが提案され、了承された。

- ①学長選考会議において、学長候補者に対する意見を資料とする場合の記名内容（部署名、役職、氏名等）の範囲
- ②学長候補者に対する意見について、各部署及び委員会等の学内各種団体の対象とする範囲
- ③次期学長に求める学長像（案）に対する意見募集方法の検討

以上